

## 令和7年度 九頭竜川・日野川・北川及び遠敷川 河川愛護モニター応募要領

国土交通省では、沿川住民の方々の協力の下で、河川の整備や河川利用又は河川環境に関する地域の要望を十分に把握し、地域との連携をさらに進め、あわせて河川愛護思想の普及啓発及び河川の適正な維持管理に資するために、河川愛護モニター制度を実施しています。

今般、河川行政における地域との交流がますます重要となる中で、今年度も地域の方々と河川管理者との連携をより深めることを目的として、河川愛護モニターを以下のように公募することになりました。

### 1. 活動内容

モニターの活動は、日常の生活の範囲内で知り得た情報を河川管理者に伝えることを主な任務とします。

定期的に河川を巡視し、あるいはゴミ投棄等の不法行為者等に対し、直接注意、指示して是正を図る等の特別な債務や権限を有するものではありません。

活動内容は、次の事項を河川管理者にメールにて連絡（1か月に1回以上）することが主です。

- (1)近隣の方等からの河川管理、河川利用等に関する特段の要望
- (2)河川環境が損なわれる、あるいは河川利用上障害となるような事象
- (3)ゴミ等の投棄、河川の流水や施設等について、異常を発見した場合
- (4)特に河川管理者に連絡することが必要と認められる事項
- (5)河川の魅力を発信するため、モニター自身が発見した季節の植物、景観

また、これらの活動に加え、河川管理者とともに地域住民への河川愛護思想の普及啓発活動等に努めていただきます。（余暇時間等に対応できる範囲です。）

### 2. 活動範囲

国土交通大臣が指定する一級河川で、国が管理する以下の直轄管理区間が活動範囲となります。

- (1)九頭竜川（河口から鳴鹿橋付近まで）
- (2)日 野 川（九頭竜川との合流点から江端川水門付近まで）
- (3)北 川（河口から瓜生大井根頭首工付近まで）
- 遠 敷 川（北川との合流点から新遠敷橋付近まで）

### 3. 応募資格

- (1) 満 20 歳以上で、九頭竜川・日野川・北川及び遠敷川に接する機会が多く、河川愛護に関心を持ち、**1. 活動内容** を実行できる活動力を有する方
- (2) **2. 活動範囲** からおおむね 5 k m 以内に居住する方
- (3) 現在又は将来にわたって、暴力団等の反社会的勢力に該当しないことを表明、確約できる方

### 4. 委嘱方法、任期等

九頭竜川・日野川・北川及び遠敷川河川愛護モニターは、近畿地方整備局長より委嘱いたします。

任期は令和 7 年 7 月 1 日より 1 年間です。

また、河川愛護モニターは、以下に掲げる事由に該当したときには、委嘱を取り消します。

- (1) 委嘱の取り消しの申し出があったとき
- (2) **1. 活動内容** に定める活動を怠り、かつ改善の見込みがないと認められたとき
- (3) 心身故障又は自己都合により、活動の執行に堪えないと認められるとき
- (4) 公序良俗に反し、河川愛護モニターとして、ふさわしくない行為があると認められるとき
- (5) その他河川愛護モニターとして適当でないと認められるとき

### 5. 募集人員

2. 活動範囲 の(1)(2)(3)につき若干名

### 6. 手当

月額 4, 580 円 (予定)

注 1 : 所得税および復興特別所得税を源泉徴収してお支払いします。

注 2 : 月 1 回以上の定期報告に対する支給となります。(月に 1 度も報告がない場合、その月に対するお支払いはありません。)

## 7. 選考方法

所要の人数以上に資格者の応募があった場合は、自治会等の地域に密着した活動への参加の有無、応募理由、SNS の利用頻度、河川愛護モニターの実績・経験等を総合的に勘案して選考のうえ決定します。

ただし、所要の人数の応募がない場合は、近畿地方整備局長が選任します。

## 8. 申込締切

令和7年5月19日(月曜日)午後4時まで

## 9. 応募方法等

以下の(1)又は(2)の方法によりご応募ください。

### (1)応募フォームから応募する場合

以下のリンクから応募フォームに入力してください。

<https://forms.office.com/r/bmbvAt1C4D>

QRコードからアクセスすることも可能です。



### (2)メールで応募する場合

#### ■応募先メールアドレス

<mailto:kkr-fukui-river-monitor@gxb.mlit.go.jp>

QRコードからメールアプリが起動可能です。  
(応募用メールアドレス、件名、本文が自動挿入)



件名に「河川愛護モニター応募」本文に次ページの【必要事項】をすべて記入し申込先メールアドレス宛てに送信してください。

**3. 応募資格** を満たしていることを確認した上で、以下の必要事項を記入して申し込みをお願いします。

### 【必要事項】

はじめに、応募要領の応募資格を満たす旨を記載してください。

- ①氏名(フリガナ)
- ②生年月日
- ③年齢
- ④現住所(現住所と住民票の住所が異なる場合には住民票の住所もあわせて記入)
- ⑤電話番号(携帯電話又は自宅で平日の日中に連絡が取られるもの)
- ⑥メールアドレス
- ⑦職業(農業、林業、漁業、自営業、会社員、公務員、学生、無職 等)
- ⑧所属する団体名(組織名)及び役職  
(〇〇町内会役員、市民グループ「〇〇川をきれいにする会」幹事 等)
- ⑨これまでに自治会等の地域に密着した活動に参加した経験と内容
- ⑩活動範囲の希望((1)九頭竜川(2)日野川(3)北川・遠敷川のいずれか)
- ⑪応募理由(※100～200字程度)
- ⑫SNSの利用について(利用及び投稿の有無、投稿頻度 等)
- ⑬過去3年間の河川愛護モニターの応募の有無(有りの場合は応募した年度の記入)
- ⑭過去の河川愛護モニターの経験の有無(有りの場合は活動した年度の記入)
- ⑮何をみて募集を知ったか(自治体広報紙、HP、X 等)

## 10. 選考結果について

選考結果は、6月下旬までに採用者へ連絡いたします。

なお、選考に漏れた方にはお知らせいたしませんので、あらかじめご了承ください。

## 11. 個人情報の取り扱いについて

応募の際にお預かりする皆様の個人情報は、本内容以外の目的での利用やご本人の許可なく第三者に開示することは一切ありません。

## 12. 問い合わせ先



国土交通省 近畿地方整備局  
福井河川国道事務所 河川占用調整課  
郵便番号 918-8015  
住 所 福井市花堂南2丁目14番7号  
E-mail [kkf-fukui-river-monitor@gxb.mlit.go.jp](mailto:kkf-fukui-river-monitor@gxb.mlit.go.jp)  
電 話 (0776)35-2661